

たんぎんインターネットバンキング ライトサービス利用規定

(令和3年11月15日現在)

第1条 たんぎんインターネットバンキング ライトサービス

1. サービス内容

「たんぎんインターネットバンキング ライトサービス」(以下、「本サービス」といいます。)は、書面による申込手続きなしに、インターネットに接続できるパソコン等の端末機(以下「端末」といいます。)を使用し、お客さまが指定するご本人名義の口座について残高、入出金明細照会および各種申込手続きなどの取引を行うサービスです。

2. 利用口座

本サービスで利用できる口座(以下「利用口座」といいます。)は、キャッシュカード発行済みの当行所定の種類の預金口座とします。

3. サービス利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。

なお、当行は事前に通知することなくこの時間を変更することができます。

4. 利用上の注意事項

お客さまは、端末機を使用することに起因するリスク(不正使用や通信中の回線切断等)、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。

第2条 本サービスの利用

1. 利用方法

(1) 初めて本サービスを利用する際は、インターネットに接続した端末より、利用口座情報および当該口座のキャッシュカード暗証番号を入力してください。お客さまが入力した利用口座情報およびキャッシュカード暗証番号と、当行に登録されている最新の情報の一致により本人確認を行い、本サービスをご利用いただくものとします。また、本サービスの利用に必要な照会パスワードをインターネット画面の指示に従い登録してください。

(2) 2回目以降のご利用に際しては、利用口座情報および照会パスワードをインターネット画面の指示に従い入力してください。お客さまが入力した利用口座情報と照会パスワードと、当行に登録されている最新の情報との一致により、本サービスをご利用いただくものとします。

2. パスワード等の管理

(1) パスワード等は重要な情報です。照会パスワードやキャッシュカード暗証番号等は他人に教えたり、知られないよう、お客さまの責任において厳重に管理してください。

(2) 本サービスの利用について届け出られた照会パスワード、キャッシュカード暗証番号等と異なる入力が続いて行われ、当行の任意に定める回数に達した場合、当行は本サービスの利用を停止します。

なお、本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きを行ってください。

第3条 入出金明細照会サービス

入出金明細照会サービスとは、利用口座の当日残高および入出金明細の照会ができるサービスをいいます。

なお、入出金明細は、お取引日の前々月1日から照会できます。

第4条 住所変更サービス

1. サービスの内容

住所変更サービスとは、本サービスの利用者の依頼に基づき、当行へ届出の住所を変更するサービスをいいます。当該サービスにより受け付けた住所は、利用口座のある店舗の住所情報を変更します。

2. 取引の手続き

住所変更届出の受理日は当行本部での手続き完了日とさせていただきます（手続き完了までには当行所定の期間がかかります。）。利用者の依頼から当行の手続き完了までの間に、変更が行われなかったことにより利用者に損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。

なお、当座預金、ご融資、マル優、マル特、財形預金、公共債、投資信託をご利用の場合は、別途当行本支店の窓口での変更手続きが必要となります。この場合、お取引店より連絡いたしますので、当行所定の住所変更手続きをしてください。

第5条 インターネットバンキング申込受付サービス

1. サービスの内容

インターネットバンキング申込受付サービスとは、本サービスの利用者の依頼に基づき、利用口座を申込代表口座とする「たんぎんインターネットバンキングサービス」の申込受付を行うサービスをいいます。

2. 申込

- (1) 当行は、インターネット上で入力されたご本人情報およびキャッシュカード暗証番号が当行に登録されている最新の情報との一致していることを確認し、お客さまに「インターネットバンキングサービスご利用規定」を了承いただいたうえで、申込受付の完了とします。
- (2) 当行は、申込受付確認後、当行の処理が終了しますと必要な事項を記載した「ご利用ガイド」を発送します。

第6条 サービス利用の解除

1. お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでもお客さまによる本サービスの利用を解除することができます。

- (1) 最終利用日から60日以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (2) お客さまが当行の各種取引約定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、当行が本サービスの解除を必要とする相当の事由が発生したとき。

第7条 免責事項

1. 通信経路における取引情報の漏洩等

当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全策を講じていたにもかかわらず、公衆電話回線、インターネットなどの通信経路において盗聴がなされたことにより利用者のパスワード、取引情報などが漏洩した場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 災害・事変等による取引不能等

災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱に遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負いません。

3. 端末の不正使用等

本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行ったうえで送信者を利用者とみなして取扱いを行った場合は、端末、ソフトウェア、パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. システムの更改・障害等

システムの更改・障害時にはサービスを停止させていただく場合がありますが、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 端末機の故障等

利用者は、本サービスの利用にあたり利用者自身が所有管理するパソコン等の端末を利用し、通信媒体が正常に稼動する環境については利用者の責任において確保してください。当行はこの規定によりパソコン等の端末が正常に稼動することを保障するものではありません。パソコン等の端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条 サービスの変更

1. 当行は、事情により本サービスの取扱内容を変更し、または本サービスの取扱を終了することができます。
2. 前項の定めにより本サービスの取扱内容を変更し、または本サービスの取扱を終了する場合には、その旨を当行ホームページに表示するものとします。

第9条 サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホー

ムページその他の方法により通知するものとします。

第10条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定により取扱います。なお、各規定については、当行本支店の窓口にて備え置いております。

第11条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第12条 合憲管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上